



KPMG Newsletter

KPMG Insight

会計・開示／税務 Digest

会計・開示情報 (2024. 6 - 7)



Vol. **68**

September 2024

会計・開示情報 (2024.6-7)

有限責任 あずさ監査法人

会計・開示ダイジェストは、日本基準及びIFRS®会計基準等の会計及び開示の主な動向についての概要を記載したものです。

会計・開示ダイジェスト
最新号はこちらからご覧
いただけます。



<https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2021/01/accounting-digest.html>

2024年6月号

企業会計基準委員会 (ASBJ)、 日本公認会計士協会 (JICPA) 及びサステナビリティ基準委員会 (SSBJ)

今月、特にお知らせする事項はありません。

東京証券取引所

今月、特にお知らせする事項はありません。

金融庁

【改正案】

① 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について

2024年6月14日、金融庁は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等を公表しました。当該改正案では、実務対応報告第46号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」の公表を受け、財務諸表等規則等について所要の改正を行うことが提案されています。

当該内閣府令は公布の日から施行することが予定されます。

あずさ監査法人解説資料：
ポイント解説速報(2024年6月20日)

法務省

今月、特にお知らせする事項はありません。

国際会計基準審議会 (IASB)、 IFRS解釈指針委員会 (委員会) 及び国際サステナビリティ基準 審議会 (ISSB)

【Information】

1

IASB:「経営者による説明」の改訂に向けて作業を進めていく方針を決定

2024年6月19日、IASBはIFRS実務記述書第1号「経営者による説明」(以下、マネジメントコメントリー)の改訂に向けて作業を進めていく方針を決定したことを公表しました。これによると、IASBは、2021年5月公表の公開草案による改訂提案について、ISSB等と連携しながら限定的な改善を行ったうえで、IFRS実務記述書第1号(改訂版)を2025年前半に公表する予定とされています。

ただし、IFRS適用企業においても、IFRS実務記述書の適用は強制されていません。

あずさ監査法人解説資料:

ポイント解説速報(2024年6月27日)

【Information】

2

ISSB:「情報要請:アジェンダの優先度に関する協議」へのフィードバック文書を公表

2024年6月24日、ISSBは、「情報要請:アジェンダの優先度に関する協議」(コメント募集期限:2023年9月1日)のフィードバック文書を公表しました。これによると、ISSBは今後2年間の作業計画において、以下の優先順位を設定することが明らかにされています。

	優先度	活動内容
①	最も高い優先度を置く活動	- IFRS S1号及びS2号の導入支援
②	①よりわずかに下がるが、高い優先度を置く活動	- 新分野(「生物多様性、生態系及び生態系サービス」及び「人的資本」)の研究 - SASBスタンダードの改善
③	具体的な優先度を定めない主要な活動	- ISSBおよびIASBのそれぞれの基準の要求事項の間のつながり(connectivity)の確保 - IFRSサステナビリティ開示基準と他のサステナビリティ基準との相互運用可能性(interoperability)の確保 - 利害関係者との対話

米国財務会計基準審議会
(FASB)

今月、特にお知らせする事項はありません。

2024年7月号

企業会計基準委員会（ASBJ）、 日本公認会計士協会（JICPA） 及びサステナビリティ基準委員会 （SSBJ）

今月、特にお知らせする事項はありません。

東京証券取引所

今月、特にお知らせする事項はありません。

金融庁

【改正案】

①

「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」の改正（案）の公表について

金融庁は、2024年7月3日、「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」の改正（案）を公表しました。本改正は、「有価証券報告書等の提出期限の承認の取扱い」（企業内容等開示ガイドライン24-13）において、既に有価証券報告書等の提出期限の延長承認を受けている発行者から当該承認の対象となった有価証券報告書等と同一の有価証券報告書等について、再度の延長承認の申請があった場合の取扱いと有価証券報告書等の延長承認に係る事務処理の留意点を明確化するために行うものとされています。また、有価証券報告書等の提出期限の承認の際のやむを得ない理由について、「サイバー攻撃等により財務諸表もしくは連結財務諸表を作成するために必要なデータを取得できないこと」が追記されています。

当改正案はパブリックコメント終了後、速やかに適用する予定とされています。

なお、本改正案に対するパブリックコメントの募集は、2024年8月2日に締め切られています。

あずさ監査法人解説資料：
ポイント解説速報（2024年7月8日）

②

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の改正について

金融庁は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件」の改正案を公表しました。本改正案では、国際会計基準審議会が2024年6月30日までに公表した基準を踏まえ、2つの新たな国際財務報告基準（IFRS第18号及び19号）を新たに指定国際会計基準とするほか、2つの国際財務報告基準について内容を更新することが提案されています。

当改正案は公布の日から適用されることが予定されています。

なお、本改正案に対するコメントの募集は、2024年8月19日に締め切られています。

あずさ監査法人解説資料：
ポイント解説速報（2024年7月22日）

法務省

今月、特にお知らせする事項はありません。

国際会計基準審議会（IASB）、 IFRS解釈指針委員会（委員会） 及び国際サステナビリティ基準 審議会（ISSB）

【公開草案】

①

「超インフレ表示通貨への換算」

IASBは、IAS第21号「外国為替レート変動の影響」に対して狭い範囲の改訂を行う公開草案「超インフレ表示通貨への換算」を公表しました。本公開草案では、超インフレではない経済の通貨を機能通貨とする企業が超インフレ経済の通貨を表示通貨として換算を行う場合、すべての財務諸表数値（比較期間を含む資産、負債、資本及び損益項目）を直近の期末日レートで換算すること、及び関連する開示

を拡充することについて提案されています。適用時期は今後の審議を通じて決定されます。

コメントの募集期限は、2024年11月22日です。

KPMG関連資料:

Hyperinflationary presentation currency (英語)

2 IFRS第19号「公的説明責任のない子会社:開示」の改訂

IASBは、IFRS第19号「公的説明責任のない子会社:開示」(2024年5月に公表)を改訂するための公開草案を公表しました。IFRS第19号は、適格とされる公的説明責任のない子会社の財務諸表について各IFRS会計基準の要求事項と比べて削減された開示要求を定めていますが、2021年2月28日以後に公表されたIFRS会計基準及びその改訂は開示削減の対象外となっていました。本公開草案は、同日以後に公表された基準等について、削減された若しくは簡素化された開示要求を追加するものです。本改訂は、IFRS第19号と同様、2027年1月1日以降開始する事業年度から適用することが提案されています。また、IFRS第19号を同時に適用する場合に、早期適用も認められる予定です。

コメントの募集期限は、2024年11月27日です。

あずさ監査法人解説資料:

ポイント解説速報(2024年8月9日)

3 「財務諸表における気候関連及びその他の不確実性(設例案)」

IASBは、気候関連及びその他の不確実性の影響を財務諸表において企業が報告する際に、IFRS会計基準の要求事項をどのように適用するかを解説する設例について公開草案を公表しました。重要性に関する判断、仮定と見積りにおける不確実性に関する注記、情報の分解などの分野に関連する8つの設例が提案されています。これらの設例は、強制力のない指針を提供する付属資料として、関連するIFRS会計基準に追加される予定です。

コメントの募集期限は、2024年11月28日です。

KPMG関連資料:

Climate in financial reporting (英語)

【アジェンダ決定(確定)】

4 報告セグメントに係る収益及び費用の開示(IFRS第8号「事業セグメント」)

IFRS第8号第23項の規定に従い、各報告セグメントについてセグメント純損益に関連する所定の金額を開示する際における論点(各報告セグメントにおける所定の金額(IFRS第8号第23項(a)-(i))が最高経営意思決定者によってレビューされていない場合の開示の要否と、「重要性がある収益及び費用の項目」(IFRS第8号第23項(f))の開示要求における重要性の考え方)についてのアジェンダ決定が確定し、リリースされました。

現状のIFRS会計基準における原則及び要求事項は、開示要求を適用するための適切な基礎を提供しているとして、基準設定プロジェクトの作業計画に追加しないことが決定されました。

あずさ監査法人解説資料:

IFRS解釈指針委員会ニュース(2024年9月)

米国財務会計基準審議会(FASB)

【公開草案(会計基準更新書案(ASU案))】

1 ASU案「デリバティブとヘッジ(トピック815)及び顧客との契約から生じる収益(トピック606):デリバティブの範囲の改善及び収益契約における顧客からの株式に基づく報酬の受領に関する適用範囲の明確化」

本ASU案では、下記の2つの変更について提案されています。

- デリバティブの範囲の改善
契約当事者の一方に特有の事業や活動(operations or activities)に基づいて変動する基礎数値(underlying)(例:財務数値から算定される指標や事業に関連する特定事象の発生)が決済の基礎となる、取引所取引以外の契約を「デリバティブとヘッジ(トピック815)」の適用範囲の例外とする改訂が提案されています。また、基礎数値が複数存在する契約全体が適用範囲の例外に該当するかを評価する際に、支配的な特徴を有する基礎数値を判定する方法についても変更が提案されています。適用時期は今後の審議を通じて決定されます。

2024年7月号

- 収益契約における顧客からの株式に基づく報酬の受領に関する適用範囲の明確化
商品やサービスを移転した対価として顧客から株式に基づく報酬を受領する契約に「顧客との契約から生じる収益(トピック606)」が適用されることを明確化する改訂が提案されています。受領した株式に基づく報酬は、トピック606の現金以外の対価に関する既存の要求事項に基づき、当初の契約日に見積り公正価値で測定され資産として認識されることが明確化されます。適用時期は今後の審議を通じて決定されます。

コメントの募集期限は、2024年10月21日です。

KPMG関連資料:

Defining Issues (英語)

関連情報

多くの企業に影響する最新の会計・開示情報を、専門家がわかりやすく解説します。

home.kpmg/jp/act-ist

各基準についてのより詳細な情報、過去情報は、あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。

日本基準

<https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2016/05/accounting-standards/j-gaap.html>

IFRS基準

<https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2016/05/accounting-standards/ifrs.html>

修正国際基準

<https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2016/05/accounting-standards/jmis.html>

米国基準

<https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2016/05/accounting-standards/us-gaap.html>

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
井口 崇

✉ azsa-accounting@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2024 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト©IFRS®Foundation すべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人は IFRS 財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS 財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.org でご確認ください。

免責事項：適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会と IFRS 財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません(過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない)。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されず、この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」、「IAS®」および「IASB®」は IFRS 財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および(または)登録されている国の詳細については IFRS 財団にお問い合わせください。